



今年度は10月末日で受付終了 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77・3914

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に、給付金を支給します。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

■支給対象となる世帯

次の①または②のどちらかに該当する世帯。

① 住民税非課税世帯

令和5年6月1日において本町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

② 家計急変世帯

①のほか、申請日において本町に住民登録があり、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込み額が住民税非課税相当となった世帯。（定年退職など、あらかじめ収入の減少が見込める場合を除きます。）

■給付額

1世帯あたり3万円（世帯主の金融機関口座へお振込み）

■受給のための手続き

① 住民税非課税世帯

対象の世帯へ支給内容や確認事項を記載した確認書を送付しています。内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

なお、世帯全員が住民税非課税であるか確認ができない世帯へは、確認書を送付していません。給付金を受け取るには申請が必要です。申請書類を町ホームページで確認するか、福祉係までお問い合わせください。

② 家計急変世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書類を町ホームページで確認するか、福祉係までお問い合わせください。

■確認書等の提出期限

10月31日(火)

■給付金を装った詐欺にご注意

この給付金の交付に関して、

役場職員がATMの操作を依頼

ください！

役場職員がATMの操作を依頼

ください！

役場職員がATMの操作を依頼

ください！



乳幼児の保護者の方 令和六年度保育所入所のお知らせ

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

保育所入所の申込書は、新規入所児童だけでなく、4月以降も引き続き入所を希望する在所児童も提出が必要です。

保育所について

保育所	入所可能児童	通常保育時間
第一保育所	1～5歳児	午前8時30分 ～午後4時30分
第二保育所	7ヶ月～5歳児	
第三保育所	1～5歳児	

入所資格

・町内に住民登録をしている
・仕事や出産、病気、障害、長期介護などで保育できる方がいない
※保護者以外に親族や他の方が保育できる場合は、入所できません。

入所申込みについて

▲申込書の配布・提出先

■配布場所

・町内各保育所
・子育て支援係

■配布開始

10月17日(火)～

■提出先

子育て支援係

▲在所児童の場合

受付期間中に必要書類を提出してください。

現在利用している保育所で簡単な聞き取りを実施します。受付時に面談は実施しませんので、児童の同伴は必要ありません。

■受付期間

10月18日(水)～11月17日(金)

■受付時間

期間中の平日
午前8時30分～午後5時15分

▲新規入所児童の場合

受付と同日に、簡単な聞き取りと面談を実施します。必要書類を持参し、入所希望児童と一緒に会場へお越しください。

■受付・面談日

11月18日(土)

することや、キャッシュカードの暗証番号を聞くことなどは絶対ではありません。自宅などに行政機関をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

福祉センター給湯設備等改修工事を実施します

福祉センターの福祉避難所と

建築物の安全性を確保

違反建築防止週間

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77・3909

建築基準法とは、私たちの生命や健康、財産を守るため、建築物の安全性の確保に関する、敷地や構造などについてのさまざまな基準を定めています。

■期間

10月15日(日)～21日(土)

■お願い

建築物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう



場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

■時間 午前8時30分～11時30分
■会場 役場南庁舎2階
■注意 ○11月18日(土)に、受付・面談が出来ない方は、在所児童の受付期間に申込書を提出してください。
○受付日に発熱や風邪症状がある場合は来庁を控え、11月22日(水)までに必要書類を提出してください。

※児童の面談は後日実施します。
▲町外の保育施設を利用を希望する場合でも、芝山町を通して申請が必要です。
申し込み期限や申請書類は、市町村ごとに異なるため、福祉保健課子育て支援係に相談してください。

身近な相談相手です

行政相談週間のお知らせ

☎ 総務課 行政係 ☎ 77・3901

10月16日(月)～22日(日)は「行政相談週間」です。行政相談週間とは、多くの方々に行政相談制度について理解を深めていただくことを目的として、総務省が定めています。

芝山町では、下記の日程で相談を受け付けています。行政機関とは異なる立場から、行政制度や運営などに関する相談をお聞きします。ぜひご利用ください。

■相談日

毎月第2火曜日

※10月の相談日は10日(火)です。

■時間

午後1時30分～3時30分

■会場

福祉センター「やすらぎの里」

参加者を募集しています 女性のための 再就職セミナー

☎ 産業振興課 産業振興係 ☎ 77-3919

■対象者 就職活動中の女性
※在職、求職中は問いません。

■開催日 11月21日(火)

■会場 あさひ市民センター

■定員 先着30人

■その他 同日の同会場で「就職するまでの生活・就労に関する出張相談」を開催します。